

学校感染症一覧

	対象の感染症	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱	※第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住するものまたはこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	クリミア・コンゴ出血熱	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎（ポリオ）	
	ジフテリア	
	天然痘（痘そう）	
	重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)	
第二種	鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであって、その血清亜型がH5N1であるものに限る)	※第一種または第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適當と認める期間。 ※第一種または第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適當と認める期間。
	インフルエンザ (鳥インフルエンザ〔H5N1〕及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	
	百日咳	
	麻しん	
	流行性耳下腺炎	
	風しん	
	水痘	
	咽頭結膜熱	
	結核	
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ	第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号）第6条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第1種の感染症とみなす。